

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書（（看護）小規模多機能型居宅介護）

居宅サービス計画の作成を依頼（変更）する（看護）小規模多機能型居宅介護事業者が（看護）小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を当該（看護）小規模多機能型居宅介護事業者に必要な範囲で提示することに同意します。

年 月 日 氏名

- (注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、若しくは、居宅サービス計画の作成を依頼する事業所が決まり次第速やかに春日部市へ提出してください。
- 2 居宅サービス計画の作成を依頼する（看護）小規模多機能型居宅介護事業所を変更するときは、適用年月日を記入の上、必ず春日部市へ届け出てください。
- 届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。